

港区子ども・若者・子育て総合支援計画の中間年の見直しにかかる 実態調査の実施について

区は、令和6年度に、こども基本法において策定が努力義務とされている「市町村こども計画」として「港区子ども・若者・子育て総合支援計画（令和7年度～令和11年度）」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。この度、本計画の中間年における見直しに伴い、保護者、子ども及び若者の意見を把握し、計画に反映させるため、実態調査を実施します。

1 調査概要

（1）調査対象

- ア 小学校入学前の子どもの保護者 (2,000人を無作為抽出)
 - イ 小学校1～6年生の保護者 (2,000人を無作為抽出)
 - ウ 中学校1～3年生の保護者 (2,000人を無作為抽出)
 - エ 小学校1～6年生 (2,000人を無作為抽出)
 - オ 中学校1～3年生 (2,000人を無作為抽出)
 - カ 高校生世代 (2,000人を無作為抽出)
 - キ 18歳から39歳までの者（※） (6,000人を無作為抽出)
- ※ こども大綱において、「若者」を思春期（中学生からおおむね18歳までの者、青年期（おおむね18歳から30歳未満まで）の者、施策によってはポスト青年期（40歳未満）の者としているため、39歳までを調査対象とします。

（2）主な調査項目

- ア 小学校入学前の子どもの保護者
地域の子育て支援事業の利用状況、病気の際の対応、子育て環境全般等
- イ 小学校1～6年生の保護者及び中学校1～3年生の保護者
子どもの育ちをめぐる環境、放課後等の過ごし方、子育て環境全般等
- ウ 小学校1～6年生及び中学校1～3年生
学校生活や友達との関わり、放課後や休日の過ごし方、悩みごとや相談先等
- エ 高校生世代
放課後や休日の過ごし方、悩みごとや相談先、将来のイメージ等

オ 18歳から39歳までの者

就労・家計状況、人間関係・地域との関わり、悩みごとや相談先、婚姻
状況・子どもの有無等

(3) 調査方法

対象者に調査票を郵送し、郵送又はインターネットにより回答していただきます。

(4) 調査期間

令和8年10月から11月まで

2 今後のスケジュール（予定）

令和8年10月	調査票の発送
11月	調査の集計・分析を開始
令和9年 2月上旬	調査報告書完成
3月	子ども・子育て会議（実態調査の結果）
4月	保健福祉常任委員会報告（実態調査の結果）